

環境影響評価準備書の縦覧について

令和2年3月13日
埼玉県

川口市から、「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書」が提出されました。この事業は、川口市内で廃棄物処理施設の設置を行うものです。準備書は、下記の場所で誰でも自由に御覧いただけます。

1 事業の概要

- (1) 事業者
名称 : 川口市
代表者の氏名 : 川口市長 奥ノ木 信夫
所在地 : 埼玉県川口市青木2丁目1番1号
- (2) 事業の名称及び種類
名称 : 川口市戸塚環境センター施設整備事業
種類 : 廃棄物処理施設の設置

2 御覧いただける場所（縦覧場所）

縦覧場所	住所	電話番号
埼玉県環境部環境政策課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3041
埼玉県中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5199
埼玉県越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷4-2-82	048-966-2311
川口市環境施設課	川口市朝日4-21-33	048-228-5383
川口市戸塚環境センター	川口市大字藤兵衛新田290	048-295-0131
さいたま市環境対策課	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1332
草加市廃棄物資源課	草加市青柳6-23-3	048-931-3972
越谷市環境政策課	越谷市越ヶ谷4-2-1	048-963-9183
越谷市出羽地区センター	越谷市七左町4-248-1	048-940-7521

埼玉県立図書館各館（熊谷・久喜）、埼玉県県政情報センター、さいたま市美園コミュニティセンター、川口市市政情報コーナー、草加市新田西文化センターでも、図書館資料・県政資料として御覧いただけます。開館日、開館時間については各機関までお問い合わせください。

3 縦覧期間及び時間

令和2年3月13日（金）から同年4月13日（月）まで縦覧に供します。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

4 意見書の提出方法、期間等

- 意見書は令和2年4月27日（月）（必着）まで、郵送又はFAXにより提出できます。
- 縦覧場所に意見書の用紙が置いてあります。
- 意見書には、必ず住所・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をお書きください。
- 準備書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。
- 住所、氏名、対象事業の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、準備書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。
- 御記入いただいた住所、氏名、連絡先等は、提出いただいた意見に対する見解を送付する際に使用します。

5 意見書の提出先

川口市環境施設課
〒332-0001 川口市朝日4-21-33
ファックス : 048-228-5382

お問い合わせ

埼玉県環境部環境政策課 環境影響評価担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-3041 FAX 048-830-4770

☆☆☆☆ この準備書は、インターネットでも見る事ができます ☆☆☆☆
埼玉県環境アセスメントのホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/>